

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

| | |
|---|--|
| <p>地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合</p> | <p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p> |
| <p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p> | <p>1 契約の概要</p> <p>国内外に高い知名度を誇る関ヶ原古戦場を県の戦国・武将観光の拠点としてさらなる磨き上げ、魅力発信及び広域周遊観光を促進することを目的に、岐阜関ヶ原古戦場記念館を核に県内の戦国・武将観光資源にスポットを当てた関ヶ原古戦場のシンボルイベントを実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>関ヶ原関連のイベントは2015年度から開催しており、過去の企画にとらわれない新しい切り口での企画の創出や効果的なPRの実施が求められる。</p> <p>また、2025年度開催時は2日間で7万人が来場するなど大規模なイベントであるため、民間事業者の過去実績に基づく実施体制の構築をはじめ、円滑な運営には多様なノウハウが求められる。</p> <p>このため、より効果的かつ効率的な事業実施のためには、単なる価格競争ではなく、事業の実施能力を有していることや県の戦国・武将観光のイメージ等に精通し、それをもとにした企画力、関ヶ原古戦場を効果的にPRできる者を総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託事業者として選定する随意契約を行うのが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和8年5月1日に開催した、大関ヶ原祭2026開催業務委託プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点の合計が基準点（180点／300点）を上回った大関ヶ原祭2026開催業務運営共同企業体を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。</p> |